

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三卷 (第十三號)

昭和九年三月一日發行

論叢

砂糖消費税に就きて……………法學博士 神戸正雄

昭和五年の我國の國富を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

古典派の恐慌論と動態論との關係……………經濟學博士 谷口吉彦

時論

團體生命保險の官營問題……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

統計解析に於ける基礎的問題……………經濟學士 蜷川虎三

ブウニヤティヤンと新信用論……………經濟學士 松岡孝兒

百貨店の植民地進出……………經濟學士 堀新一

說苑

陶業にお瀨戸・東濃・名古屋の關係……………經濟學士 菊田太郎

ロシアに於ける所得税の發達……………經濟學士 伊藤武夫

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

昭和五年の我國の國富を論ず

汐 見 三 郎

第一、序 言

國債總額が百億圓を突破する事は我が國民經濟の基礎を危くするものであると云ふ説と、我が國富に比すれば百億圓の國債は決して憂ふるに足りないといふ説とが對立してゐる。從來の國富推計又は國民所得推計が研究の爲めの研究と云ふ色彩を帯びてゐたに對し、現今の我國に於ては國富の數字は頗る現實的のものにして國策樹立の基礎材料たんとしてゐるのである。然し、かゝる實際的要求の加へられてゐる統計調査なるものは稍もすれば無意識的に歪曲せられる傾向を有してゐるから、この空氣の中に生れたる昭和五年の國富推計は特に其の取扱を慎重にせねばならぬ。

國債消化力のバロメーターたらしめんとする現實的要求は暫く之を措くとするも、我が國富が如何に構成せられてゐるかを知らる事は我が國民經濟の動向を判定する上に於て極めて必要である。蓋し各種の經濟統計が個別經濟活動を對象とせるに對し、國富統計は國民經濟全體を對象としてゐるからである。我國の國富に關しては從來より各種の數字が示されてゐたのであるが、官

廳統計としての國富統計は大正十年十月に國勢院が發表した大正二年・大正六年・大正八年の數字が始めてである。即ち國際聯盟より八大工業國決定問題參考資料として我國に國富統計を要求し、國勢院が其の要求に應じ國富を調査したのである。其後、内閣統計局が國民所得の推計と共に國富の推計を試みたが、經費の關係上からして充分の調査を行ひ得なかつた。たまたま國富推計の必要が切實に感ぜられる事となり、内閣統計局が特別の經費を計上して昭和五年の國富を推計し昭和八年十二月に其の結果を公けにしたのである。

昭和五年の我が國富は千百一億八千八百萬圓と計上せられてゐる。然し注意すべきは、この數字を分母とし國債發行高を分子として比率を算定し、直ちに國債消化力の大小を云々するが如き事は避けねばならぬのである。國富推計の此の數字は可なり勞力をかけて得たものであつて必ず適當に之を利用すべきであるが、此の數字に過分の負擔を強ひる事は妥當でない。昭和五年國富推計の數字の意味を充分に理解し必要にして充分なる利用方法を講ずる爲めには、國富推計の手法と國富推計の結果とを明かにせねばならぬ。

第二、國富推計の方法

一 昭和五年の國富推計は、次の如き調査要綱を出發點として調査せられたものである。

第一 調査の範圍 昭和五年末内地に於ける物的財貨の總額及對外債權債務差額。

第二 調査の項目及方法

(一) 國富を左記十七項目に分ち、各項目毎に其の價額を評價の上合算す。

一 土地 二 鑛山 三 港灣及運河 四 橋梁 五 樹木 六 家畜及家禽 七 建物 八 工業用機械器具 九 鐵道及軌道 一〇 諸車及航空機 一一 船舶 一二 電氣及瓦斯供給設備 一三 電信及電話設備 一四 水道設備 一五 所藏財貨 (1 家具家財 2 生産品 3 鑄貨及金銀地金) 一六 雜 一七 對外債權債務差額

(二) 上記各項目に屬する財貨の價額は別添「昭和五年國富推計方法」に依り既存資料、照會調査及實地調査に基き調査の上之を官有、公有及私有並に府縣別に表章す、但し國富各項目中府縣別價額不明なるものに付ては其の總額を一定標準に依り府縣に按分す。

(三) 前記價額の算定標準は原則として減耗を斟酌したる再生産價額とし、再生産價額に依ること適當なる財貨に付ては時價に依る。

實地調査は代表的若干世帯に就き昭和七年十二月三十一日現在に依り之を行ひ、其の結果を昭和五年末の時價に換算す。

推計方法の個々の點については「第三 國富推計の結果」に於て述べる事とし、茲には國富調査要綱を基礎として推計方法全般にわたり研究を試みる。説明の便宜上より、前調査即ち昭和三年六月に内閣統計局が發表せし「大正十三年に於ける國富推計」を本調査と比較する。

二 調査客體としては内地に於ける物的財貨の總額が原則的に用ひられてゐるから、物的方法が基調をなしてゐる事は前回と同様である。但し前回に於ては二十二の項目につき廣く調査したるに對し、本回の分は物的財貨のみを十六項目に分ちたる所が特色を有してゐる。

第一項目土地、第二項目鑛山は前回と同じであるが、第三項目は港灣及運河にして前回の海湖川及港灣と異つてゐる。これ、今回の調査が調査客體を物的財貨に限定した結果であつて、自然の海湖川を除外すると共に人工の運河を加へたのである。

第四項目橋梁には問題が無いが、第五項目樹木に於て用材の外に薪炭材・竹材・果樹・桑樹及茶樹を加へた點と第六項目家畜及家禽に於て養魚及蜜蜂を加へた點とが前回と異つてゐる。

第七項目建物には變りはないが、第八項目工業用機械器具は前回の製造工業機械より電氣及瓦斯供給に關する機械を除きたるものである。

第九項目鐵道及軌道は前回と同じであり、第十項目諸車及航空機は前回の諸車に航空機を加へたものであり、第十一項目船舶は前回同様である。

第十二項目電氣及瓦斯供給設備は前回には製造工業機械に包含せられ、第十三項目電信及電話設備は各省財産に包含せられてゐたが、今回は何れも獨立の項目に之を加へた。第十四項目水道設備は前回の水道と同じである。

第十五項目所藏財貨の中で、1家具家財は前回と同じく、2生産品は前回の農産品・林産品・工業産品・鑛産品・水産品・輸入品を含み、3鑄貨及金銀地金は前回の貨幣及金銀地金に當る。

第十六項目雜は前回では其の他に含まれてゐた。尙、前回には各省財産なる獨立項目があつたが、今回は其の財産の内容如何により當該項目中に計上する事とした。

要するに、物的方法を採用した事は前回と同様であるが、客體を物的財貨と明定して自然を除外した點と各省財産なる形式的項目を廢して實質的項目に統一した點と項目の内容を多少修正した點との三つに於て前回より進歩してゐる。

三 調査客體は内地に於ける物的財貨の總額であつて物的方法に基く屬地主義を原則としてゐるが、最後に修正項目として對外債權債務差額を設け人的方法に基く屬人主義を採用してゐる。即ち内地に於ける物的財貨の總額を基礎とし、之に對外債權を加へ對外債務を差引き國富を調査したのであつて、今回の第十七項目對外債權債務差額と前回の第二十三項目對外債權債務とは他の諸項目が物的方法なるに對し唯一の人的方法として例外をなしてゐる。

茲に考ふべきは、内地と外地(樺太・臺灣・朝鮮・關東州・南滿洲鐵道株式會社附屬地・南洋委任統治區域)と外國とに跨る國富を如何に處理すべきやの問題である。屬地主義で徹底するならば内地に存する物的財貨を物的方法で調査すれば足り、内地人が内地以外に有する富とか外國人が内地に有する富とかを調査するのは、寧ろ屬人主義に基き人的方法に一步踏み出した事となる。屬地主義に屬人主義を加味する事となれば、内地人と外國人との關係に止まらず内地人と外地人との關係を明かにする必要が生ずる。問題を明確にする爲めに、屬地主義により内國・外地・外國にある富をA・B・Cにて示し、更に屬人主義により内國人・外地人・外國人の有する富をa・b・cにて現はすと、Aa・Ab・AcとBa・Bb・BcとCa・Cb・Ccとの組合はせが出来てくる。先づ屬地主義で内地に於ける物的財貨を算定してAaとAbとAcとを得る。次に對外債權としてBaとCaとを加へ、更に對外債務としてAbとAcとを差引く必要がある。即ち内地の國富は屬人主義と屬地主義とを調和する結果として

$(Aa + Ab + Ac) + (Ba + Ca) - (Ab + Ac) =$ 内地に於ける物的財貨の總額 ± 對外地債權債務差額 ±

對外國債權債務差額

を得るのである。然し、内地と外地との債權債務の關係は互に交錯し複雑であるから、本調査の對外債權債務差額の所謂「外」には「外國」のみを意味し「外地」は之を除く事としたのである。結局の所、内閣統計局の國富なるものは

$(Aa + Ab + Ac) + Ca - Ac =$ 内地に於ける物的財貨の總額 ± 對外國債權債務差額

となる。故に内地の國富と云ふ際には、比較的關係薄き「内地と外國との債權債務關係」は考慮せられてゐるが、比較的關係深き「内地と外地との債權債務關係」は明かでない、即ち外地は内地と外國との間に挿まれて一種の真空状態を呈する譯である。但し内地と外地との債權債務の關係が相殺せられると假定せば此の懸念がなくなり、又實際問題としては兩者の關係は到底之を調査し得ないと云ふのであるから、此の程度で満足すべきである。

次に、對外債權債務差額の意味であるが、之を廣義に解する事となつてゐる。即ち外國の公社債に應じて外部資金を供給する場合のみならず、更に外國會社の株券を所有して内部資金を供給する場合も、又外國で直接に事業に當る場合をも、凡て對外債權の中に包含してゐる。

四 調査時の問題として昭和五年末と云ふ時期を吟味する必要がある。我國の國勢調査は大正九年（一九二〇年）に始まり、大正十四年（一九二五年）と昭和五年（一九三〇年）とに行はれてゐる。

故に昭和五年には十月一日に國勢調査あり十二月三十一日に國富が推計せられるのであるから、人口と富とに關する靜態調査が三ヶ月を隔て、行はれる譯である。今後も國富推計と國勢調査とを同年に行つて行くと、好都合である。

尙、昭和五年末が、最近に於て金紙の開きが無くなり爲替が安定した唯一の年末である事も注意せねばならぬ。國富を推計する以上は之を外國貨幣に換算し他國の國富と比較する必要がある。然るに我國の如く生産物の少なからざる部分が外國爲替と没交渉に騰落する國に於ては、金紙の開きが倍になつても一向物價に響かない事がある。かゝる場合に金物價を標準として國富を計算するとせば、爲替相場の半減と共に國富が半減すると云ふ現象が生ずるのである。又對外債權債務差額の算定に際し金貨約款を如何に解釋するかの問題が起るのである。幸ひ昭和五年末は金紙が一致し爲替の安定した時期であつたから問題は無いが、國富推計に關する將來の問題として金紙の開きを如何に處理すべきやを考へねばならない。

五 最後は評價方法であるが、物的財貨の算定標準に原則として減耗を斟酌したる再生産價額を用ひ、再生産價額に依ること不適當なるものについては例外的に時價による事を認めてゐる。これ前回に於て時價及び收益還元價額を用ひたのと大いに異つてゐる。

物的財貨の價格は、過去に其れに要したる經費により Cost Value を算定する事も出来るし、現在の利用價格 Benefit Value を時價又は收益還元價額で調べる事が出来る。收益還元價額も長

所を有してゐるが乗數の決定に困難を伴ひ且つ内閣統計局が國富の外に國民所得の推計を試みてゐる際であるから、全然之を用ひなかつたのである。結局は Cost Value と Benefit Value との間物として再生産價額より減耗を考慮したるものを採用する事となつた。只再生産價額によることの不適當のもの例へば土地については時價による事となつた。

第三、國富推計の結果

一 前述の如く昭和五年末國富推計は千百一億八千八百萬圓に上り、大正二年末・大正八年末・大正十三年末の何れの國富よりも大である。然し今回の調査は前回の調査と方法を異にしてゐるから之を修正する必要あり、其の結果として昭和五年末國富は大正二年末より大であるが大正八年末よりも大正十三年末よりも少くなる。更に考ふべきは大正二年より昭和五年までの間には物價の變動著しきが故に此等の名義的國富を實質的國富に換算する必要あり、實質的國富によれば大正二年末を一〇〇として大正八年末一一四・大正十三年末一六〇・昭和五年末一七七と云ふ數字を得るのである。此等の關係を表で示すと、次の如くである。

	推計金額(千圓)	調査方法を統一しての推計金額(千圓)	實質的國富の指數(%)
大正二年末	41,087,130	41,580,348	100
大正八年末	46,037,030	21,296,743	114
大正十三年末	101,741,600	33,802,338	160
昭和五年末	110,188,000	110,188,000	177

二 昭和五年末國富を官有と公有と私有とに分ち、更に各項目別金額を明かにして、次の表を得たのである。

	實 數 (千圓)				各總數千に付(千分比)			
	官 有	公 有	私 有	總 額	官 有	公 有	私 有	總 額
土 地	三、三五、〇四八	一、四二、三三五	三、五五三、九六五	四、〇九一、三四八	三三三	三〇五	三九七	三七三
鑛 山	四、九一三	—	六、四九四、七三九	六、四九四、六五二	〇	—	七〇	五九
海 港 及 運 河	二四七、三八	九四、六二二	一、二九四	三四三、一四三	一八	二〇	〇	三
橋 梁	一〇、二七四	四七、七三六	—	四八三、〇〇〇	一	一〇三	—	四
樹 木	二、二八、五四六	五四三、四六〇	四、〇四四、八〇九	六、七〇六、八二五	一五七	二一七	四四	六二
家 畜 及 家 禽	二、三、四三六	一七九	三三三、七三三	三四六、三五六	三	〇	四	七
建 物	八七、五四五	一、三三三、三〇五	二〇、七三二、四五〇	二、三八四、三〇〇	六六	二六四	三三五	二〇七
工 業 用 機 械 器 具	一四三、一六〇	—	一、六六四、三三二	一、八〇九、三八一	一一	—	一八	一七
鐵 道 及 軌 道	二、五八五、九三五	二五六、〇〇二	七五四、二〇二	三、五九八、一三八	一九三	五六	八	三三
諸 車 及 航 空 機 船	三四六、八九三	一七、〇九二	二九六、三二〇	六六〇、二九四	二六	四	三	六
電 氣 及 瓦 斯 供 給 設 備	一、〇四八、八六七	九、五八一	一、〇〇一、七八八	二、〇五〇、二五六	七九	二	一一	一九
電 信 及 電 話 設 備	七六、三一一	一九、二五二	一、六九九、四八二	一、九〇五、〇四四	六	二八	一九	一七
水 道 設 備	一九五、九〇二	—	三、一〇〇	一九九、一〇二	一四	—	〇	三
所 藏 財 貨	三、三二九	三四三、二八五	六、二七五	三三二、七九	〇	七四	〇	三
雜 項	八三二、四八五	三二〇、六〇九	一七、六九四、二六	一八、八四七、三二〇	六三	六九	一九三	一七一
對 外 債 權 債 務 差 額	二、〇五、一六〇	一四、一〇二	一八一、三五三	二、二五〇、五二五	一五三	三	二	二〇
總 額	△ 三三七、五八八	△ 二〇三、三五九	六三三、五九九	一、九一、五九二	△ 一八	△ 四四	七	二
	一三、四六九、三五三	四、六三三、一八八	九二、〇八三、四六二	一、〇、一八八、〇〇四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

國富總額中で最も大なる割合を占めてゐるものが私有の八割四分にして、第二が官有の一割二分、第三が公有の四分である事は注目に値するのであつて私有財産が絶對的に大である。前回の數字では此間の消息が明かでなかつた。

最後の項目たる對外債權債務差額は修正項目であるから之を除き、殘餘の項目を各府縣に分ち國富の地理的分布を算定したのである。然し此際注意すべきは、府縣別の場合に専ら屬地主義を用ひ屬人主義を全く顧慮してゐない事である。財産が某府縣にあると云ふ事は、その財貨が某府縣に物理的に存在してゐると云ふ事であつて、所有者の住居とは全く別問題である。

三 昭和五年末國富調査は、從來の調査が既存資料の利用のみに終始したるに反し、既存資料・照會調査及實地調査を併用したる點に長所を有してゐる。従つて各項目の推計方法も以下述ぶるが如く從來のものとは異らざるを得ないのである。

我が國富總額の中で土地が三割七分を占め建物が二割一分を占め兩者を合すれば五割八分となり、問題を私有の財貨に限れば兩者で六割二分と云ふ大なる割合を占める事となる。不動産に國富の重心が存してゐる事は其れ自身研究に値するのであるが、同時に不動産の推計方法如何により我が國富の評價が可なり増減する事をも注意する必要がある。

土地は有租地、免租年期地、免租地及び其他の四種に分れ、有租地は田・畑・宅地等よりなつてゐる。土地價額の最も大なるものは田・畑・宅地の三つであつて、三者合すると國富總額の二割九

分、私有財産の三割四分に上るのである。田・畑・宅地・鹽田の價額は大藏省調査の各府縣中等地一段歩當り賣買價格に各其の總段別を乗じて算出したものであつて、今回の時價主義から云へば自然の道行かも知れない。然しこれは類推の基礎をなす中等地一段歩當り賣買價格が妥當な數字である事を前提として始めて出来る事であつて、此の數字の動き如何によつて我が國富總額は相當の影響を受ける事となる。もし收益還元價額主義を採るならば、一千百萬圓の統計調査費をかけて得た土地賃貸價格と云ふ正確なる數字があるから、此の數字に一定の數を乗じて土地の價額を還元する事が出来るのである。勿論、土地賃貸價格に基き土地の價額を算定するには二つの有力なる非難がある。一つは、自己の土地を耕し自己の土地に邸宅を有してゐる人にとつては土地賃貸價格は一つの擬制であると云ふのである。二つには、土地賃貸價格を還元する乘數が不明瞭であると云ふのである。結局の所は、收益還元を用ふる乘數の誤謬と中等地一段歩當り賣買價格の誤謬との何れが大なりやの問題に歸する。然し實際問題として考へて見ると、兩方の計算の結果は大體に於て一致する様であり、又調査の根本方針として時價主義を採用する事に決定した以上は土地にのみ例外を設け收益還元價額主義に拘泥する事は首尾一貫を缺く事となるから、賣買價額主義は相當の根據を有してゐるのである。

建物については前回には登記統計を利用したが、今回は標本的實地調査の結果を利用する事とした。建物は一般住家と然らざるものに分れるが一般住家の價額が非常に大にして、國富總額の

一割一分を占め私有財産の一割九分に上るのである。これ又田・畑・宅地・鹽田と同じく標本調査を基礎としたものであるが、前者が大藏省の數字を準用せるに反し實地調査を行った所に長所を有してゐる。もし收益還元價額主義を採用するならば、家屋賃貸價格の調査が各府縣別に行はれてゐるから一應之を考慮すべきである。然し家屋賃貸價格の調査は土地賃貸價格の調査と異り全國的に見れば頗る不統一であり、加ふるに土地賃貸價格の場合と同じく自己家賃の擬制を考慮すべく更に收益還元の乗數が不明瞭であるから、統計資料としては價値が大なりと云ふを得ない。只基礎數字たる一世帶當り建物價額に普通世帶數を乘じて建物の價額を算定するものであるから、この基礎數字の算出には特別の注意を必要とするのである。

田・畑・宅地・一般住家の四つを合して我が國富總額の四割に上り私有財産の五割三分となるのであるから、此の方面の調査には特別の注意が拂はれたのである。

四 以上、土地と建物の價額の推計方法を研究したのであるが、第二位は家具家財の一割一分、第四位は樹木の六分一厘、第五位は鑛山の五分九厘、第六位は所藏生産品の五分、第七位は鐵道及軌道の三分三厘、第八位は雜の二分、第九位は船舶の一分九厘である。

家具家財については、前回には建物價額の五割乃至六割を計上したが、今回は照會調査及び標本的實地調査により一般住家内に在るものと然らざるものとに分ち之を算定したのである。

樹木は前回よりも範圍を擴張したるのみであつて、推計方法は前回同様である。

鑛山は、収益還元價額によつた前回の調査とは異り、今回は照會調査に基く鑛山埋藏量見積價額による事とした。

所藏生産品については、前回には其の年生産總價額及輸入總價額の一定割合を計上したが、今回は生産者の手許に在るもの、官公私營倉庫内に在るもの、商店に在るもの及輸送中のものに分ち既存資料の利用、照會調査及標本的實地調査の結果により算定した。

鐵道及び軌道は、原則として収益還元價額によつた前回の調査と異り、鐵道省調査に係る鐵道及軌道の各一籽當り建設費より平均減耗部分を控除したる額に各線路の總籽數を乗じて其の價額を算出したのである。鐵道及軌道の價額の七割二分が官有にして公有が七分、私有が二割一分に上つてゐるのは注目すべきである。

第四 國富推計の意義

内閣統計局が昭和八年十二月に發表した「昭和五年國富調査報告」を基礎として、昭和五年の我が國富推計の調査方法と調査の結果とを明かにしたのであつた。國勢院第一部が大正十年十月に發表した「戰前戰後に於ける國富推計」と内閣統計局が昭和三年六月に發表した「大正十三年に於ける國富推計」と本報告とを比較するに進歩の跡の著しきものがある。

昭和五年國富推計は富の靜態調査であつて、収益財産であれ無収益財産であれ内地にある物的財貨の再生産價額又は時價を合計して之を得たのである。金解禁後、滿洲事變勃發前の我が國の

經濟情勢は本統計によつて之を窺ふ事が出来るのである。此種統計は、やゝもすれば結論を説明する爲めに作製せられる傾向のあるものであるが、本調査が極めて質實に行はれた事は喜ぶべき事である。従つて本統計に於て重んずべきは結論たる合計數字よりも、其の分析せられたる内容である。國富の中で官有公有私有が如何に組合はされてゐるか、各府縣に富が如何に分布せられてゐるか、如何なる財貨より國富が構成せられてゐるか、の諸點である。國富の中で國債發行のバロメーターとなる部分と然らざる部分とが自ら分離せられて來るのである。何分にも限られたる時日に限られたる經費で作成せられたのであるから、この推計には食ひ足らぬ點も少なからず存してゐるに違ひない。然し國勢調査に於けるが如く此種の調査を定期的に繰り返へす事によつて我國の國民經濟の動向が判然として來るのである。

内地と外地との經濟關係が明かでないのは本推計の缺點であらう。吟味を要する既存資料をば其儘受け入れ實地調査を充分に行ひ得なかつた點もあらう。然し此等の諸種の缺點は今後の調査で當然改められる筈である。又物的財産の中で無收益のものゝ収益を齎すものとを分ち我が國民經濟が有機的に如何に動いてゐるかと云ふ點については本統計の性質上之を明かにし得ないのであるが、近く發表せられる國民所得推計が必ずや其の任務をはたす筈である。かくして昭和五年末國富推計は、其れ自身意義を有してゐるのであるが、更に今後行はれる國富推計と國民所得推計との援助によつて一層其の意義を増す事が出来るのである。